

「理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令」の一部改正について

令和3年6月28日
第124回教育課程部会
資料 5 - 1

改正の趣旨・内容

- 文部科学省においては、「理科教育振興法」（昭和28年法律第86号）に基づき、理科教育のための設備の整備を支援しており、「理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令」（昭和29年文部省令第31号。以下「省令」という。）等において支援対象となる設備の基準を規定。
- 令和4年度から高等学校等の新学習指導要領が年次進行で実施されることに伴い、省令の一部を改正。基準の改訂にあたっては、本年1月から理科教育等設備基準改訂のための検討会を組織して検討し、5月に取りまとめ。
- ※小中学校分については、令和元年度に既に基準を改訂済。
- 高等学校等の新学習指導要領の趣旨・内容に沿った指導を各学校において適切に実施できるよう、設備の基準について、省令の別表に規定した品目・数量を見直し。

新学習指導要領に対応した品目・数量の例

数量の変更

具体的実験器具等（例示品目）の追加、整理統合等に伴い、省令に規定する数量が変更

○例示品目の追加

例) 赤外線サーモグラフィ（新設）

（品目名：温度測定用具）

⇒熱の性質とその利用について、日常と関連付けて理解するための学習を重視することによるもの

○例示品目の整理・統合

例) 提示用顕微鏡（品目名：顕微鏡）

⇒教師用顕微鏡等をICT機器への出力が可能な「提示用顕微鏡」に変更



赤外線
サーモ
グラフィ

提示用顕微鏡

パソコン計測システム

○例示品目の数量の増

例) パソコン計測システム

（品目名：実験支援器具）

（センサーを用いて、実験・観察データを記録し、パソコンに転送するための装置）

⇒指導実態を考慮した数量の増



品目の追加

○知的障害特別支援学校高等部理科において「実験機械器具」中「生物生理実験用具」を追加。

※特別支援学校高等部学習指導要領の知的障害特別支援学校の理科において、2段階の（2）内容のA生命に「ア人の体のつくりと働き」に関する指導内容を記載し、指導内容を充実したことに伴う。

今後のスケジュール（予定）

- 今後、中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会に付議した後、パブリック・コメントを経て、夏以降に改正省令を公布。
※改正省令は公布の日から施行し、令和4年度分の国庫補助金から適用。